

## 財務諸表の注記

### 1 事業の前提に関する注記

\*平成28年度定款変更終了後、なかまっち相談室にて児童福祉法に基づく障害児相談支援事業を開始。

### 2 重要な会計方針

(1)当法人では、TKCシステムを用い各事業所で法人で統一した勘定科目等を用い会計処理を行っている。これらを統括し、法人としての決算書、予算書の作成については、TKC会計による残高に基づき事務局にてこれに当たっている。

(2)固定資産の減価償却の方法 — 定額法

(3)法人で採用する退職給付制度は、当法人の退職金規程に基づき、引当金より支給する。

(4)退職給与引当金の計上基準 — 退職金支払見込み額のうち、当期の負担に属する部分を計上している。

(5)施設整備引当金(グループホームきぬた) — 建物の改築・修繕、什器備品の修繕等に係る費用のうち、今後10年以内に必要と想定される金額(1千万円を限度)を経常収支差引額による剰余額より計上している。

(6)運営費積立金特定預金(玉堤つどいの家) — 積立金を固定負債とはせず、固定資産のみに計上している。

従来より、今後10年以内に想定される事故等による施設の一定期間の閉鎖、その他の要因による費用を補てんするための資金を積み立ててきた。25年度の大幅な損失により26年度会計にて年度開始当初の経費支払いにあてるため、取り崩した。これを、今年度25年度末の積立残額を基準に、繰入を行った。

### 3 事業費の内訳又は事業別収支の状況を注記する場合にはその内容

\*付属明細書として、拠点及び事業別の収支及び貸借対照表、財産目録を添付する。

### 4 物的サービスの寄付等

\*なかまっちにて、たつなみ会様より車両(日産 セレナ)の寄贈を受けた。ただし、すでに使用10年を経過しており、固定資産価値としては1円として計上した。

なお、収入上では寄付収入を1円とし、これを固定資産購入費として計上した。

### 3 重要な会計方針の変更等

\*決算書については、特定非営利活動促進法の平成24年度改正により、収支計算書が活動計算書に変更するよう示されているが、経過措置として当面従来の方法でも認められていることから、当法人では、今年度の決算においては従来の方法により報告している。

なお、当年度の総会で、法改正に伴う定款の変更を行うこととした。

### 4 ボランティアとして活動に必要な役務の提供を受けたことを財務諸表に記載する場合には、受入れたボランティアの明細及び計算方法

\*該当せず

### 5 役員及びその近親者との取引の内容

\*該当せず

### 6 その他 NPO 法人の賅産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

\*玉堤つどいの家の経理において、平成25年度、退職給与引当金の積み立てにあたり、当時の管理者が一般企業会計に準じ、《退職給与引当金繰入/退職給与引当金》で仕訳処理したため、特定預金と引当金の金額、及び資産と負債の増減が合わず、繰越調整額において調整した。これを正すため、当年度、その他特定預金繰入支出(特定預金繰入金)の科目において退職給与引当預金(特定預金)と引当金の差額分を計上した。

なお、年度末決算での未払金処理としたため、入金後、正味財産の増加額として計上する。

\*グループホームきぬたの経理において、平成25年度まで、《施設整備積立金繰入/引当金》で仕訳処理し、特定預金振替を行ってこなかった。

これを正すため、当年度、特定預金用の銀行口座を設け、その他特定預金繰入支出(施設整備費預金繰入支出)の科目において施設整備引当金の額を繰り入れた。

以上